

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
I S A Rの精度向上に関する検討作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月2日	株式会社東芝 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	2010401044997	本件の履行にあたっては、ステルス評価装置の研究試作のうち評価解析部に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱東芝1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,241,400	-					
高速通信信号識別装置の機能付加 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月7日	株式会社東芝 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	2010401044997	本件の履行にあたっては、高速通信信号識別装置の機能に関する知識、並びにOFDM信号のサブキャリアの識別手法に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱東芝1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	5,060,000	-					
宇宙実証の機会に係るトレードオフ検討 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月10日	次世代宇宙システム技術研究組合 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-7-8	6010005014880	本件の履行にあたっては、人工衛星、成層圏プラットフォーム及び気球の機能、性能、構造に係る知識及び技術、またこれらプラットフォームの利用に必要となる関係省庁、現地自治体、警察及びその他関連する機関との調整に係る知識を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは次世代宇宙システム技術研究組合1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	6,336,000	6,333,800	99.965%					
スマート暗視センサの点検作業等 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月10日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件の履行にあたっては、スマート暗視センサの機能、性能及び構造に係る知識を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは日本電気㈱1者のみであったため。（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,180,000	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
赤外線検知用C Q D製造技術の可能性検討役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月20日	株式会社量子材料技術 兵庫県川西市小花2-22-11	3140001121191	本件の履行にあたっては、チタニアにより直接保護されたC Q Dの設計、合成及び評価に関する知識並びに製作実績に加え、光電変換デバイスの製作及び評価実績を有していることが必要不可欠であるが、本要件を満たすのは㈱量子材料技術1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	74,275,300	74,000,003	99.629%					
衛星通信干渉源に係る解析等作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課長 木村 浩一 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和7年10月31日	株式会社東芝 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	2010401044997	本件の履行にあたっては、衛星通信干渉源標定装置(その2)の機能に関する知識、並びに衛星通信を利用した標定に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であるが、公募を実施した結果、本要件を満たすのは㈱東芝1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	14,300,000	-					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。